

要 望 書

貴職におかれましては、市民のくらしを守るため、日々努められていることに敬意を表します。

物価高騰の影響により、食料品や生活必需品、公共料金など暮らしにかかわる多くの物の値段が上がり、市民の生活を圧迫しています。

しかし、政府は生活保護費を物価高にあわせて引き上げようとはしません。

生活保護引き下げ違憲訴訟では、全国的地裁で十八勝十一敗と原告が勝ち越しています。

地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちとくらしを守ることです。

大阪市は、国の悪政と対峙し、生活保護世帯の生存権を守る立場にたって行政を進めていただけるよう、要望致します。

要 望 事 項

- ① 申請用紙をカウンターに置き、申請の3要件があれば、申請を受理すること。
- ② 保護の決定は、必要即応の原則に基づき、速やかに行うこと。
14日以内の法定期限を厳守し、遅れた場合は文書で理由を示すこと。
- ③ 現状では、初回の保護費支給が遅れるため、保護受給までの必要な生活費を貸し付けること。
- ④ 8050問題と言われる引きこもりの人が増えており、申請時での検診命令は行わないこと。
引きこもりの人への就労指導は行わないこと。
- ⑤ 指導指示は、生活保護の精神に基づき、保護世帯の意志を尊重すること。
- ⑥ 住宅扶助は、実態にあったものにする事。
- ⑦ 公営住宅が当選した場合は、現状より家賃が下があれば敷金と転居費用を支給すること。
- ⑧ 熱中症予防の観点から、クーラーのない世帯に無条件に一時扶助で設置費用を支給すること。
- ⑨ 難聴による補聴器の購入の一時扶助を実施すること。
- ⑩ 夏期加算を創設するよう、国に具申すること。
- ⑪ 大阪市は夏と冬の見舞金（一時金）を復活すること。
- ⑫ 生活に必要とする自動車やバイクは、保有を認めること。
- ⑬ 有期保護や医療費の一部負担の導入を国に具申しないこと。
- ⑭ 生活保護世帯に国保加入をさせないこと。
- ⑮ マイナンバーを強要しないこと。
- ⑯ 通院移送費と求職活動での交通費は、実費支給すること。
- ⑰ 資産申告書の提出は強要しないこと。提出しないからといって、保護を打ち切らないこと。
- ⑱ 葬祭扶助については、親族・遺族に周知徹底すること。
- ⑲ 級地の見直しをしないこと。するのであれば、級地をなくすこと。
- ⑳ ケースワーカーは、福祉専門職を採用し、国基準に増やすこと。
ケースワーカーの民間への外部委託はしないこと。

二〇二四年 十二月十三日

平野区保健福祉センター所長

安井 伸也 殿

平野生活と健康を守る会

会長 船井

尚樹

